

野田川地域の社会教育施設及び就学前教育・保育施設のあり方

検討委員会

報告書

令和3年4月2日

目 次

1. はじめに

地域住民と行政の信頼関係の再構築に基づく、野田川地域の社会教育施設及び就学前教育・保育施設の再編整備事業の推進に向けて一基本的な考え方と今後の対応について

2. 野田川地域の社会教育施設及び就学前教育・保育施設のあり方検討委員会提言(骨子)

- 2-1 野田川体育館を含む野田川地域の社会教育施設の管理計画について
- 2-2 野田川地域の就学前教育・保育施設(認定こども園)整備計画について

3. 提言の集約に至るまでの、野田川地域の社会教育施設及び就学前教育・保育施設のあり方検討委員会(以下委員会と省略)における調査及び審議の経緯

- 3-1 委員会における調査及び審議の概要
- 3-2 委員会の活動を通じて確認されたこと

4. 付帯意見

- 4-1 行政の改革・改善点について
- 4-2 与謝野町公共施設等総合管理計画の取り扱い
- 4-3 野田川地域の住民と行政との協働のあり方について

5. 資料

- 5-1 委員会委員名簿
- 5-2 委員期の開催日程及び協議題一覧表
- 5-3 町より提出された資料の一覧表
- 5-4 委員会の報告のとりまとめに関する各委員の意見
- 5-5 委員会議事録

1. はじめに

地域住民と行政の信頼関係の再構築に基づく、野田川地域の社会教育施設及び就学前教育・保育施設の再編整備事業の推進に向けて一基本的な考え方と今後の対応について

本委員会は、「与謝野町公共施設等総合管理計画（実施計画 平成30年3月）」に基づく野田川体育館の廃止に関する諸問題、および「与謝野町幼保連携型認定こども園整備計画（案、平成29年度）」に基づく野田川地域の就学前教育・保育施設の新設等の計画を推進することについて、直接の利害関係を有しない学識経験者及び町民等の第三者が町長の諮問に基づき両計画の推進のあり方について検討し、その結果を報告することを目的に設置された。

当該計画については、地域住民から町当局の整備計画及び推進体制について強い反対の声が上がり、地域住民と町との信頼関係に基づくまちづくりに重大な影響を与える懸念が高まった。そのことから、町当局が、第三者で構成される本委員会に対して、本件に対する対応のあり方を検討し、住民との信頼関係の再構築を通じた両計画の推進方法について、必要な提案・助言を求めたものである。その趣旨に基づいて、本委員会は多数の傍聴者が見守る中、資料の分析・住民意見の募集と聴取・町長をはじめ町当局との質疑応答などに精力的に取り組むと共に、自由で自律的な意見交換を経て、ここに委員会としての報告をとりまとめたものである。

本報告は、標記の2つの計画の推進にかかる課題の抽出とその分析及び今後のとるべき対応についてとりまとめた提言が中心となっている。一方で、地域住民が持つに至ったきわめて根強い行政不信の原因の分析を通じて、町の計画行政に対する基本的な認識や手続きの不十分さ、地域住民とのコミュニケーションの不十分さ、さらには住民の代表機関である町議会のチェック機能の不十分さなど、町当局が本事業を推進する過程における多くの問題点が明らかになった。これらは本委員会の諮問範囲を超える問題であるが、今後の町政はこれらの根本的な問題に対する反省と改革なくしては同様なことが繰り返される可能性が危惧される。そのために、本報告では諮問範囲を超える課題について、あえて付帯意見として付け加えることとした。

平成12年を転換点とする地方分権改革は、国と地方自治体との関係を大きく変え、地方自治体はより幅広い自己決定権を持つと共に、地域社会の統合と発展のため、基本的に自己責任を負い、主権者である地域住民と連帯・協働して行くことが求められている。

本委員会は、この度の野田川地域の公共施設再編整備計画の推進事業における住民の反対運動を奇貨として、地域社会が直面している様々な厳しい課題を乗り越え希望の持てる地域社会を実現するために、関係者のすべてが信頼関係に基づく協働型社会の仕組みづくりに邁進されるよう期待する。

2. 野田川地域の社会教育施設及び就学前教育・保育施設のあり方検討委員会提言(骨子)

2-1 野田川体育館を含む野田川地域の社会教育施設の管理計画について

野田川体育館を含む野田川地域の社会教育施設の管理計画は一旦白紙に戻し、早急に次に示す対応を行って事態の收拾解決に努めるものとする。

* 町議会との協議・承認により、第1次与謝野町総合計画後期基本計画の実施計画に相当する文書を早急に整備し、総合計画と整合し野田川地域を主たる対象とする公共施設総合管理計画(修正版)を策定する。

* 修正版の公共施設等総合管理計画の策定にあたっては、現存の与謝野町公共施設等総合管理計画を参考としつつ、まちづくり・財政の専門家と地域住民等の参加する(仮称)野田川地域公共施設等総合管理計画策定委員会を設置して、まちづくりの視点を踏まえた計画(案)の策定を行う。

2-2 野田川地域の就学前教育・保育施設(認定こども園)整備計画について

野田川地域の就学前教育・保育施設(認定こども園)整備計画については、現在の野田川体育館を取り壊した跡地に定員250名規模の認定こども園を新設する計画を一旦白紙に戻し、与謝野町総合計画(第1次及び第2次)との整合を取りつつ、住民の参加を得て、他の公共施設管理と一体となった新たな計画の策定手続きを進め、地域住民及び町議会の理解を得て推進すること。

* 本計画については、第2次与謝野町総合計画基本計画の策定中に提起されたものであることから、特に現行の総合計画体系に明確に位置づけるための手続きが求められる。

* 計画の修正にあたっては、現行の計画策定時における検討内容を踏まえつつ、特に地域から問題提起されている教育・保育の質の確保と定員の関係について十分な再検討が望ましい。

* 認定こども園については、野田川地域の教育施設の再編成における就学児童の推移とタイムスケジュールとの整合性に十分な配慮をされたい。

3. 提言の集約に至るまでの、野田川地域の社会教育施設及び就学前教育・保育施設のあり方検討委員会(以下委員会と省略)における調査及び審議の経緯

3-1 本委員会における調査及び審議の概要

本委員会は令和2年9月の第1回委員会を皮切りに令和3年3月の第7回委員会まで計7回開催された。会議においては、町が推進する公共施設の整理統合と認定こども園の新設に関する地域住民の強い反対運動が起きるなど、地域住民の行政不信が高まり事業の推進に困難が生じていることから、住民と行政間の信頼関係の回復を通じた紛争の解決に向けた調査及び分析に重点を置いた活動を進めた。具体的には、第5回までの委員会

において、当該事業に関する資料の収集と公募による現地住民の意見聴取、および山添町長の出席を求めての行政側の経緯説明及び質疑応答など、可能な限り先入観を排除して事実に基づいた判断を行うための環境を整備した。第5回以後の委員会では、各委員全員の意見をもとに報告のとりまとめに向けて意見集約を行い、本報告書の策定を行った。

この間、委員会審議の透明性を確保するために、多数参加した傍聴者にも可能な範囲で委員会資料を配布共有し、また適宜発言を求めるなど参加型の委員会運営を行ったことを付記しておく。

3-2 本委員会の活動を通じて確認されたこと

本委員会においては、以下の5項目について重点的に資料の精査と分析を行った。

- ①町の総合計画と今回の事業の整合性
- ②事業に関する計画の策定と進め方
- ③対象となる施設等の取り扱い
- ④町の財政計画について
- ⑤地域づくりとの関係性

以下それらの事項についての分析結果の概略を報告する。なお、ここでは①と②は相互に関連しているのでまとめて記述する。

・1 町の総合計画と今回の事業の整合性及び事業に関する計画の策定と進め方について

与謝野町第1次総合計画後期基本計画（平成25年策定）については、本来3年ごとの実施計画のローリングで運用することとなっていたが、少なくとも平成28年度以降は、ローリングの形骸化を理由に策定されていないことが明らかになった。

平成25年度に策定された実施計画には、本事業に関する具体的な記述はないことから、本事業は総合計画の体系に直接的な位置づけがなく、町は総合計画が実質的に機能していない状況を認識しながら、その事態に対する対応について町議会や町民に対して説明責任を果たすことをしなかった。このことは計画行政が基盤となって進められるべき自治行政から見れば一種の行政による不作為行為ともいえるものである。

その結果として個別の計画事業として計画され推進されてきた両事業では、住民に対して町の総合計画に基づく全体的な視点からの説明がなされず、特に地域活動に熱意をもって主体的な参加をしてきた多くの町民の問題意識に積極的かつ柔軟に応えられないという重大な結果をもたらしたと判断される。また、本事業に関する個別の公共施設等総合管理整備計画、認定こども園の計画、そのバックグラウンドとなる財政シミュレーションなどの策定や事業化にあたって、町行政内部だけでなく、町議会や地域住民が、町全体の視点や住民主体の地域づくりの視点から事業の意義や事業間の調整すべき課題について、総合的な視点で議論した上で合意形成する機会を著しく阻害することになった。（財政シミュレーションについては策定されていない）

その結果、町による事業の説明は個々の事業の効果や財政事情からの説明の色が濃いものとなり、住民が求めるまちづくりの視点や地域事情への積極的な対応と対話が不十分な硬直的なものとなり、地域住民に行政に対する不信感が定着する大きな要素となったと考えられる。但しあえて付言すれば、町当局のこのような対応は、町議会のチェック機能が不十分であったことによつて助長された面があつたことを指摘しておきたい。後期基本計画において実施計画が策定されなかつたことについて、議会はその重大性を認識して理事者に指摘し対応を引き出すことをせず、またその状態で理事者から提示された様々な行政計画について、総合計画との整合性などまちづくり全体との関連性のチェックや、議会基本条例に基づく5年以上の長期にわたる事業について議決事項としての理事者提案の要求もしなかつた。また、住民の代表機関である議会は非公開の全員協議会等での理事者側からの説明を事実上容認した。そのことは、総合計画と各個別計画との整合性に関する町当局の緊張感が弛緩したままになった要因であると考えられる。さらに、議会は多数の地域住民による計画反対の請願に対して趣旨採択によつて対応したにもかかわらず、その後理事者の具体的な対応を引き出す行動がなかつたことは、地域住民の町議会に対する失望感をもたらし、行政全般に対する地域住民の信頼感を低下させる一要因となった。その点は住民に対するヒアリングにおいても指摘されている。

・2 対象となる施設等の取り扱いについて

本委員会に検討が付託された野田川地域の社会教育施設及び就学前教育・保育施設の再編整備事業は、前述のように与謝野町第1次総合計画後期基本計画との整合性が、実施計画レベルではないままに計画の策定と事業化が進められてきた。

具体的には、与謝野町の財政予測を前提に策定された「与謝野町公共施設等総合管理計画（基本計画平成28年、実施計画平成30年）」で初めて今回検討の対象となった野田川地区の各公共施設を含む町内の公共施設全般の統廃合計画が公表されたが、その計画では、統廃合に対する財政面と技術的時系列的側面からの評価が優先され、地域における社会活動の評価や地域住民の利活用の実態は数値的な把握以外は、ほとんど反映されていない。

また、認定こども園整備事業については、町民や利用者も含めた「子ども・子育て会議」を通じて計画が策定されているが、公共施設等総合管理計画の場合と同じく、総合計画との整合性が実施計画によつて直接的に担保されていない。

さらに、町は両計画とも理事者による町議会の全員協議会における説明をもつて計画の策定・推進の根拠としているが、適正手続きの観点からは本来後期基本計画に基づく実施計画を策定した上で事業計画を町議会や住民に説明するか、または実施計画を策定しない場合にはその理由を明示すると共に、実施計画に代わる総合計画との整合性を何らかの代替措置によつて担保し、それに基づいて両事業を位置付けて町議会や町民に公開・説明をするべきであつた。

以上の分析結果から、野田川地域の社会教育施設の総合管理計画については、計画自体の策定根拠が総合計画との整合性を欠いていると判断せざるを得ないこと、また町が現行の計画の推進に固執した結果、第1次及び現行の第2次与謝野町総合計画のいずれにも重点項目として挙げられている町民主体のまちづくりや町民と町の信頼に基づく協働のまちづくりの基本方針に策定者である町自身が違反することとなり、本件の解決に不可欠な地域住民と町との信頼関係の回復は非常に困難であると判断された。

なお、④町の財政計画について及び⑤地域づくりとの関係性については、直接的な諮問事項ではないので、次項4の付帯意見に含めて本委員会としての見解を示す。

4. 付帯意見

本委員会の調査及び審議の過程で、直接的な諮問事項ではないが、今回の紛争を惹起した背景である要因について明らかになったことを以下に指摘し、今後同様な事象が発生することがないように、町の行政運営の点検や改善等について提言するので、町の真摯な対応を求めたい。

4-1 行政の改革・改善点について

①町における計画行政の位置づけについて

報告の中で指摘したように、本件の根底には、民主主義に基づく地方自治体の行政運営の基盤となるべき制度化された計画行政に対する町当局の緊張感を欠いた姿勢がある。とりわけ第5回委員会において、公共施設等総合管理計画の根拠について、幹部職員から、第1次与謝野町総合計画後期基本計画に基づく実施計画について、「形骸化しており、あまり意味をなさないという判断のもとに28年度以降作らなくなった(後略)」という答弁があったが、それが真実であれば、何らかの代替措置が取られない限り、行政事務の体系性と透明性が失われることとなり、無計画で恣意的な行政運営が常態化し、町民やその代表機関である町議会の行政への信頼感を低下させることが避けられない。

町当局は実施計画を作らなくなったにもかかわらず、形骸化した総合計画体系を修復あるいは補填するための措置を取ることなく、全員協議会における説明等適正な行政手続きとは異なる非公式な手続きのみで事業の計画や推進等の行政運営を推進してきたことは明らかである。

また地域住民からの反対や説明を求める意見についても、すでに決定済みの計画であるとして個別の計画の説明に終始するのみで、総合計画に基づいたまちづくり全体との関係を明確にする説明が不十分のまま、少なくとも本委員会における町長の出席を求めた質疑応答までは、地域住民の声に真摯に耳を傾けて計画の見直し等に繋げようとする姿勢を住民に示すことはないままであった。

町長が出席した第5回委員会において、町は現行の公共施設等総合管理計画と認定こ

ども園の整備計画について、今後の計画の修正等は有りうるとの認識を示した。このこと自体は前進ととらえることができるが、今後はさらに踏み込んで、問題解決に向けて住民と町との話し合いを再構築するために、町には以下のような対応を検討することを求めたい。

*平成28年度以降失われた実施計画を根拠とする関連計画の体系化を実質的に再構築するために、例えば第2次与謝野町総合計画でも策定されていない実施計画またはそれに代わる体系的なシステムに本事業等を組み込むなどの具体的方策を、議会と協議して具体化すること。またその内容を、まちづくりの全体像と連携し体系化された計画として地域住民に提示し説明すること。

②財政見通しの見直しについて

本委員会に検討が諮問された与謝野町公共施設等総合管理計画及び与謝野町就学前教育・保育施設（認定こども園）整備計画は、いずれも町の財政に大きな影響を与えることから、個別の計画としての熟度と財政計画全体の中での整合性が同時に問われる事業である。その観点から見ると、野田川地域の公共施設をその一部とする「与謝野町公共施設等総合管理計画」は、基本的には財政危機に対応するための公共施設の統廃合の財政的・技術的な検討が中心となっているために、まちづくりや住民の地域活動への配慮に欠け、統廃合の時系列的な配置も、現地の事情を十分反映したものとは言い難い。そのため、野田川体育館や中央公民館などが集中する四辻地域の公共施設の整備再編統廃合問題については、特に地域における住民活動や産業振興などの面からの反対や疑問の声が強く出されている。

一方で、認定こども園については、計画策定過程では、関係者や利用者等の参加もあり、施設整備事業の一般的なプロセスを経ているものと認められる。それを反映して、認定こども園に対する地元の反応は全否定というよりは、収容定員、設置予定地の安全、計画推進の不透明さなど、社会教育施設の統廃合との関係などに関する内容のものが多し。

現状はこれらの異なる公共施設管理及び整備の計画が、一貫した根拠や優先度の選択方針、また財政見直しなどに基づいて地域住民や議会に適正な手続きを経て丁寧に説明されたとは言い難く、児童数の変動などの最新の情報も地域と共有されないまま事態が進行しているために、行政の強硬な姿勢の印象のみが強くなり、両者の硬直した対応に至っていると判断される。特に、公共施設の管理計画においては、その前提となっている財政見通しが年度単位で改定されず、また多くの行政の管理・整備計画がばらばらに策定・推進されてしまう事例が多いことが、住民の行政に対する不信感を醸成する要因となっている。具体的には、認定こども園の整備計画によってその影響を受けることになる四辻地域の中央公民館・野田川体育館をはじめとする公共施設等の統廃合、商工会館・給食センター等の整備や統廃合に関する優先順位の調整、野田川地域の公共施設の管理と整備と財政見通しの修正など、町議会や地域住民に十分な説明や参加がされていない事例が多数に上っていることを改めて指摘しておきたい。

各計画の体系化と説明責任への対応については既に改善点を示したので、ここでは与謝野町における財政システムの整備の必要性を指摘し、改善への対応を求めることとする。具体的には現行の硬直的な財政見通しとリンクした計画の推進方法を再検討し、年度単位で更新する財政計画あるいは財政シミュレーションなどにリンクした計画の推進体制に変更し、当該年度の調整結果の概要を町議会と住民に広報等で公表する柔軟で透明性の高いシステムへの移行である。このシステムを運用することによって、町行政内部における総合計画に基づく体系的な事業の推進に対する緊張感が常に再生され、また町議会と地域住民と町との情報の共有を通じた対話と信頼関係を創出することが、今回のような紛争が再び起きないための基本的な要件となることが期待される。

4-2 与謝野町公共施設等総合管理計画の取り扱い

本委員会に与えられた諮問事項は、特に野田川地域における社会教育施設と就学前教育・保育施設等の管理及び整備のあり方の検討であるので、本委員会では両事業の前提となる町全体の計画については直接の検討課題とはしていない。しかしながら野田川地域における両計画推進のあり方の検討は、すでに述べた通り、町全体の計画のあり方だけでなく総合計画システムのあり方まで、幅広く関係し影響を与えるものである。すでに岩滝地域と加悦地域においては両計画に基づく事業は進行中であるので、一般的に進行中の計画の修正・変更は非常に困難であると考えられる。しかし、与謝野町においては合併前の旧3町ごとの地域計画が相対的に自律的な組み立てとなっていることと、個別の施設の管理計画における取り扱いが時系列的に見て粗密があり、町当局の答弁からも部局によって調整の可否について温度差もみられる。そのことから、野田川地域の計画については他地域で進行中の関連事業との均衡について一定の配慮をすれば、町と住民それぞれの知恵を結集することを通じて、町全体の計画の一部修正について町内の合意形成は可能と考えられる。

4-3 野田川地域の住民と行政との協働のあり方について

本委員会における調査及び審議の過程を通じて、野田川地域の住民の地域活動の特色と地域社会に対する強い思いの一端に触れることができた。今回の紛争は、逆説的にいえばこの地域を支えてきた地域住民の主体的な地域づくりの歴史と地域社会への強い思いがあつてこそ起きたものとも言える。

これまで述べてきたように、今回の反対運動がここまで大きく広がった大きな原因は、残念ながら町当局の適正な行政執行への規範意識の不十分さと町民主体の地域社会づくりに対する緊張感のゆるみであったと本委員会は判断した。今後町当局が、本委員会の判断とそれに基づく提案の趣旨に一定の理解を示して、誠実に事態の改善に向けて具体的な行動に踏み切る場合、地域はどのように対応するべきなのだろうか。当然のことながらその選択は地域住民自身の話し合いと合意の形成によらなくてはならないが、本委員会

としては、あえて双方向型の問題解決への努力に向けて、地域の住民にも新たな一步を踏み出すことを提案したい。

その理由は、町行政が自ら正さなくてはならないことを実行したとしても、そのことが実際に地域住民の一定程度以上の理解と納得に基づく解決策の創出に結びつくためには、与謝野町の総合計画の主要な柱である町民と行政の協働が必須の条件になるからである。地域住民が地域の資源や情報を積極的に提供し、地域社会の知恵を活かす機会に、主体的かつ積極的に参加する「協働の地域づくり」が機能することによって、地域住民と行政の双方からの信頼関係の再構築が実現し、硬直化した地域と行政の関係が結びなおされて、豊かな地域づくりのエネルギーを再生することを期待したい。

5. 資料リスト

- 5-1 委員会委員名簿
- 5-2 委員会の開催日程及び協議題一覧表
- 5-3 町より提出された資料の一覧表
- 5-4 委員会の報告のとりまとめに関する各委員の意見
- 5-5 委員会議事録

野田川地域の社会教育施設及び就学前教育・保育施設の
あり方検討委員会
委 員 名 簿

No.	役 職	氏 名	備 考
1	委員長	(とみの きいちろう) 富 野 暉一郎	外部有識者
2	副委員長	(あかまつ こういち) 赤 松 孝 一	有識者
3	委 員	(くぼ ともみ) 久 保 友 美	外部有識者
4	委 員	(やまざき まさみ) 山 崎 政 巳	有識者
5	委 員	(おかだ おさむ) 岡 田 攻	有識者
6	委 員	(えばら よしのり) 江 原 義 典	有識者
7	委 員	(こまき よしあき) 小 牧 義 昭	有識者
8	委 員	(ほそい あきお) 細 井 昭 男	有識者
9	委 員	(さかもと りゅうじ) 坂 本 竜 児	有識者
10	委 員	(にしかわ あきひろ) 西 川 明 宏	有識者
11	委 員	(やまおか みか) 山 岡 美 加	有識者
12	委 員	(うらしま せいいち) 浦 島 清 一	公 募
13	委 員	(しらす むねあき) 白 須 宗 明	公 募

野田川地域の社会教育施設及び就学前教育・保育施設の
あり方検討委員会
委員会の開催日程及び協議題一覧表

No.	期日	協 議 題
1	令和2年 7月9日 (木)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 委員の委嘱 2. 設置要綱の説明・確認 3. 正副委員長の選出 4. 検討依頼 5. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1)経過説明 <ol style="list-style-type: none"> ①全体の経過について ②町の計画について <ul style="list-style-type: none"> ・与謝野町公共施設等総合管理計画 ・与謝野町幼保連携型認定こども園整備計画 (子ども・子育て支援事業計画) ・教育施設統廃合の基本的な考え方(案) ③要請書について (2)会議の進め方・今後のスケジュール等について <ul style="list-style-type: none"> ・日程・曜日・時間帯
2	8月27日 (木)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第1回委員会議事録の承認 2. 意見発表 3. 質疑応答 4. 委員の感想 5. 副委員長の選出
3	9月30日 (水)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第2回委員会議事録の承認 2. 公募意見を受けた各委員の意見発表 3. 委員会における今後の議論の方向性
4	11月6日 (金)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第3回委員会議事録の承認 2. 行政からの提出資料の確認 3. 資料の過不足等に関する意見交換 4. 第5回委員会における質疑事項整理
5	12月7日 (月)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第4回委員会の議事録確認 2. 町長との質疑応答
6	令和3年 1月20日 (水)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第5回委員会の議事録確認 2. 第5回委員会での町長との質疑応答の内容についての各委員の意見 3. 第7回委員会に向けて意見集約の枠組みについて
7	3月5日 (金)	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第5回委員会の議事録確認 2. 委員会提言に関する委員長・副委員長案について

**野田川地域の社会教育施設及び就学前教育・保育施設の
あり方検討委員会
町より提出された資料の一覧表**

No.	名 称 等
1	あり方検討委員会委員名簿
2	あり方検討委員会設置要綱
3	あり方検討委員会依頼事項
4	第2回あり方検討委員会発表者名簿
5	野田川地域認定こども園設置場所の再検討(変更)及び野田川体育館、商工会館、中央公民館、図書館野田川分室の存続を求める請願(H30. 11. 21)
6	野田川体育館・商工会館・中央公民館・図書館野田川分室等の取壊しの見直しを求める要請書 (H30. 12. 5)
7	第2次与謝野町総合計画(H30. 3)
8	公共施設等総合管理計画(基本計画)(H28. 9)
9	公共施設等総合管理計画(実施計画)について(答申)(H30. 2. 21)
10	公共施設等総合管理計画(実施計画)(H30. 3)
11	公共施設等総合管理計画(実施計画)(概要版)(H30. 4)
12	子ども・子育て支援事業計画等について(諮問)(H25. 7. 5)
13	子育て教育施設等まちづくり再編整備計画(案)(H29. 10)
14	幼保連携型認定こども園整備計画(H30. 6)
15	認定こども園に係る町の方針について(整備計画の概要)
16	第2期子ども・子育て支援事業計画(概要版)(R2. 3)
17	教育施設統廃合の基本的な考え方(案)(R2. 7. 9資料)
18	認定こども園・小学校統合を反映した財政見通し(H29. 10月)
19	財政シュミレーション結果(H29~H55)
20	社会教育施設再編に関する住民説明等経過説明資料(社会教育課・子育て応援課)
21	請願代表者との協議に係る議事録(第1回~4回)(R1. 10. 2~R1. 11. 16)
22	平成30年度第4回子ども・子育て会議議事録(H30. 7. 27)
23	野田川地域における就学前児童の保護者と町長との懇談会報告(R1. 8. 21)
24	野田川地域における就学前児童の保護者と町長との懇談会報告(三河内幼稚園)(R1. 10. 30)
25	野田川地域における就学前児童の保護者と町長との懇談会報告(のだがわこども園)(R1. 11. 29)
26	野田川地域における就学前児童の保護者と町長との懇談会報告(石川保育所)(R1. 11. 29)
27	野田川地域における就学前児童の保護者と町長との懇談会報告(山田保育所)(R1. 12. 4)
28	野田川子育て支援センター利用者と町長との懇談報告(R1. 10. 10)
29	学校法人パウロ学園 意向調査(H30. 6. 25) " 設置・運営意向(H30. 9. 5)
30	社会福祉法人北星人 意向調査(H30. 6. 25) " 設置・運営意向(H30. 9. 5)
31	教育施設統廃合の基本的な考え方(案)利用者説明会次第(野田川会場)(H30. 6. 27)
32	教育施設統廃合の基本的な考え方(案)(H30. 6. 27・29資料)
33	教育施設統廃合の基本的な考え方(案)利用者説明会報告(H30. 6. 27・29、7. 24)

34	中央公民館・野田川体育館利用者懇談会資料(R1. 8. 26)
35	令和元年度与謝野町の予算(町政懇談会資料)(R1. 7. 30)
36	令和元年度町政懇談会議事録(三河内区)(R1. 7. 30)
37	総務文教厚生常任委員会全文記録(H30. 12. 13・14・17・19)
38	第84回H30. 12月定例会議事録請願審議抜粋(H30. 12. 20)
39	請願の審議結果について(H30. 12. 21)
40	第99回 令和2年12月与謝野町議会定例会一般質問質疑内容(R2. 12. 8)
41	洪水・土砂災害ハザードマップ(H29. 3. 31発行第2版)
42	水害ハザードマップについて
43	野田川水系洪水浸水想定区域図(想定最大規模)(H30. 10. 5京都府公表)
44	令和元年度開催の江陽中学校における「租税教室」について(部外秘資料)

野田川地域の社会教育施設及び就学前教育・保育施設のあり方
検討委員会
委員会の報告のとりまとめに関する各委員の意見一覧

(提出順)

No.	氏 名
1	小 牧 委 員
2	坂 本 委 員
3	岡 田 委 員
4	山 岡 委 員
5	山 崎 委 員
6	江 原 委 員
7	浦 島 委 員
8	西 川 委 員
9	細 井 委 員
10	白 須 委 員
11	赤 松 副 委 員 長



第6回第三者委員会 町長質問事項に対する検証

令和3年1月20日 小牧義昭

1) 総合計画との整合性

②本施設整備計画（野田川地域の町立中央公民（野田川母と子供のセンター含む。）、町立野田川体育館及び町立図書館野田川分室の再編・統合、及び、野田川地域の就学前教育・保育施設の再編による野田川地域の幼保認定こども園の設置）について、基本構想・基本計画・実施計画に関連させて時系列で町民や議会に説明してきたのか？また本施設整備計画やその裏付となる財政計画は、当該計画のどの箇所にリンクしているのか？聞きます。

【答弁のポイント】

- ①「総合計画、実施計画に関連をさせて説明してきたという経過は無く、」
- ②「補完する財政計画は同じく施政方針に掲げている」
- ③「第1次与謝野町総合計画の後期基本計画以降実施計画の作成はしてございません」
- ④P20「基本的に何が必要かと云いますと、その時だけの3年間のローリング方式は、その時だけの年度を見に行くのではなくて、後年度、又その2年後の事業がどういうふうに展開をされていくのかを一緒に見に行くという事が、本来担保されていなければならないわけなんですけども、私どもが策定をしておりました実施計画は、当該事業年度の次年度以降が横置きにスライドさせておるという事で、内部から見た時にも形骸化をしておりまして、あまり意味をなさないという判断のもとに、28年度以降つくらなくなったというのが、実態でございます」

【検証事項】

①第一次総合計画後期基本計画 P16

現状と課題「1子育てするならこの町で」施政方針（2）保育サービスの充実「少子化や保育ニーズの多様化に対応するため、保育所（園）の適正規模・適正配置について、就学前の子供への幼児教育・保育の一体的な提供も視野に入れ、方向性を定め進めます。基本計画に記載有る確認済

②実施計画 H24, 2月作成（H24～H26）P7（2）保育サービスの充実

実施計画に記載無し（計画なし）確認済（ホームページ公開）

但し、企画財政課長は「H28年度以降つくらなくなった」と答弁しているところから H25（H25. 26. 27）H26（H26. 27. 28）H27（H27. 28. 29）の3年分の策定があるかと思い1月12日に書面を要求しましたが、メールで送ると返事があった以降何ら連絡が無かったので、当該実施計画は不存在とみなしました。

③財政計画も無し

④第1次総合計画（前期・後期）後期の基本計画には、ローリング方式の実施計画は平成26年度以降の策定はない。「総合計画（第1次・2次共）には毎年度3過年度を策定します」とある。これを議会で採決し承認されていた。

⑤事業計画の策定をしなければならない義務を負っていることを担当課は認識していたにも拘らず「形骸化しているという理由」で故意に策定を怠っていた事実が存在したことが明らかになった。

【根拠条文】

地方自治法第96条第2項 違反

議会議決事件承認議案に対する債務不履行（故意による債務不履行）

2) 計画の策定と進め方について

③野田川地域の社会施設の統廃合及び認定こども園の建設に関する計画が策定された根拠とは何なのか？

【答弁のポイント】

①「第1次与謝野町総合計画後期基本計画と平成27年3月策定与謝野町子ども・子育て支援事業計画を根拠として、「与謝野町幼保連携型認定こども園整備計画」を策定し、施策を推進しているという状況でございます」

②「社会教育施設に付きましては、与謝野町公共施設等総合管理計画（実施計画）のP10「公共施設整備の原則」に則り、P14～P17にかけて中央公民館など、P29～P36にかけて野田川体育館などの現状分析や今後の方向性について整理をしております・・・「野田川認定こども園（仮称）建設のため廃止します」と言うように整理しているという流れでございます。」

【検証事項】

答弁①について

①第一次総合計画後期基本計画 P16

現状と課題「1子育てするならこの町で」施政方針（2）保育サービスの充実「少子化や保育ニーズの多様化に対応するため、保育所（園）の適正規模・適正配置について、就学前の子供への幼児教育・保育の一体的な提供も視野に入れ、方向性を定め進めます。 基本計画に記載有り」

②与謝野町子ども・子育て支援計画 H27・3月策定

策定の根拠：H24年制定「子ども・子育て支援法」第61条（市町村子ども・子育て支援事業計画）により、5年を一期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定義務が課せられたことにある。※法的策定義務・事業計画にはない

この計画は「認定こども園化」を推進するものであって、認定こども園を新に建設するという計画ではない。

③ ①と②を根拠に「与謝野町幼保連携型認定こども園整備計画」を策定し、施策を推進しているとしているが、H29.10月議会全員協議会で計画（案）として示されたにすぎず、その内容は5年以上に及ぶ計画となっていた。従って議会の議決事件であり議会の承認が得られていない。さらに既にこの時点で岩滝地域の認定こども園の建設中であった。又現在加悦地域認定こども園建設中である事実が判明した。

答弁②について

①与謝野町公共施設等総合管理計画（実施計画 H30.3月策定）の策定根拠は与謝野町公共施設等総合管理計画（基本計画 H28.9策定）であり、基本計画の策定根拠は H26.4月総務省通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」等法律ではなく任意策定であったこと。

②第一次総合計画後期基本計画 p75・P76・P77「2 生涯にわたって成長する喜び」項目で、中央公民館・図書館・体育館の施策方針が示されている。そこには、中央公民館や図書館スポーツ施設の施策プログラムが計画され、統合廃止解体という計画は一切ない。第6章共同で進めるまちづくり 1. 効率的な行政運営の推進「既存施設の有効活用・相互利用・機能の集積を図るため類似公共施設の統廃合と機能分担などを検討します」とある。がこの基本計画に基づく実施計画 H24.2月作成（H24～H26）には当該計画策定の計画は存在していなかった。従って「与謝野町公共施設等総合管理計画策定の計画」は存在していなかった。よって「与謝野町公共施設等総合管理計画」は、基本構想・基本計画・実施計画との整合性は整っていないことが判明した。

③与謝野町公共施設等管理計画（基本計画）（実施計画）共に議会承認は得られていないことも判明した。従って公定力は存在しない。

④中央公民館・図書館・体育館の廃止・解体・代替措置に関するそれぞれの基本計画・実施計画が存在していないことが判明した。

【根拠条文】

地方自治法・第2条4項

地方自治法第96条 第2項

与謝野町議会基本条例 第7条

行政作用法（法律ではない相称・例行政手続法等）

行政計画

行政行為の瑕疵は2つ・・・「違法」「不当」

行政行為が成立するためには、主体・内容・手続・形式の全てが適法かつ正当に行われていることが必要。

主体の瑕疵・・・権限の無いものの行為

内容の瑕疵・・・内容が不明確、誤っている行為

手続の瑕疵・・・手続きに誤りがある

形式の瑕疵・・・形式が整っていない

⑥認定こども園について、平成30年6月25日に京都聖パウロ学園宛に町が文書を出している。その後同年6月27日・29日に町主催で住民説明会を行い、9月5日には改めて町が京都聖パウロ学園宛に文書を出している。町民からは、文書からは民設民営で進めること、また聖パウロ学園に協議の場についてほしいという意向が読み取れるところがあるので、もともと建設ありきで認定こども園の話は進んでいたのではないかと、との疑念も出ているので、その経緯について説明していただきたい。

【答弁のポイント】

- ① 「平成29年10月2日に開催されました議会全員協議会を皮切りに「与謝野町幼保連携型認定こども園整備計画（案）」の中で考え方を示し・・・」
- ② 「勿論、与謝野町内に3つの認定こども園を設置する基本方針に基づき、既にかえでこども園の設置を完了しておりますし、加えて加悦地域認定こども園の整備に着手しているという状況でございます。野田川こども園に付きましても具体的な計画として議会、区長会、保護者に説明をしておりますので、設置場所については課題となっておりますが、新園舎建設の方向性は既にあったものとご理解いただきたいと思っております。」

【検証事項】

- ① 「与謝野町幼保連携型認定こども園整備計画（案）」は議会に示されただけで実施計画では無かった、という事実が明らかになった。
- ② 「与謝野町内に3つの認定こども園を設置する基本方針に基づき」から実施計画の不存在と基本方針のみで施行されてきたという事実が明らかになった。
- ③ 「新園舎建設の方向性は既にあったものとご理解いただきたいと思っております。」とあることから、既定事実があったかのような錯覚のもとに実施されてきた事実が判明した。・・・※事業実施決定事実があればこのような答弁ではなく証拠の根拠が示されなければならない。

【根拠条文】

地方自治法・第2条4項

地方自治法第96条 第2項

与謝野町議会基本条例 第7条

行政作用法（法律ではない相称・・・例行政手続法等）

行政計画

行政行為の瑕疵は2つ・・・「違法」「不当」

行政行為が成立するためには、主体・内容・手続・形式の全てが適法かつ正当に行われていることが必要。

主体の瑕疵・・・権限の無いものの行為

内容の瑕疵・・・内容が不明確、誤っている行為

手続の瑕疵・・・手続きに誤りがある

形式の瑕疵・・・形式が整っていない

⑨平成18年に3町が合併し一つの町になるための行政運営委資金として有利な起債である合併特例債（128億5千万円）の発行が許されていたが、この財源の活用について、当該施設整備等の計画がなぜ出てこなかったのか？

【答弁のポイント】

①「これはバランスということになりますが、今回のように大規模な事業でありまして中身によっては合併特例債の活用も十分考えられるというように認識してございます」

【検証事項】

①後期基本計画に連携する実施計画が策定されていないことから、財政計画の策定もされていなかった事実が判明した。

【根拠条文】

民法 415条 債務不履行

⑩商工会館の取り壊しに関する調整は各種団体とどこまで進んでいるのか？

【答弁のポイント】

- ①「現段階においては「商工会館の取り壊しに関する調整」に付きましては全く進んでいないという状況でございます」

【検証事項】

- ①基本計画や実施計画が策定されていないので、交渉にまで及んでいないことが判明した。

【根拠条文】

地方自治法「上記に示したものの同様」

4) 町の財政計画

- ⑭仮に野田川グランドなど他の場所で認定こども園を建設した場合に、認定こども園建設に係る財源をどの様に考えているのか？財政シミュレーションは検討したのか？また、その様な代替案を持っていたのであれば、なぜこれまで説明をしなかったのか？を聞きます。

【答弁のポイント】

- ①「財政シミュレーションについては行ってございません」

【検証事項】

- ①実施計画の策定が無いので財政計画の策定も出来ておらず、自転車操業の倒産寸前の会社の様であることが判明した。
- ②検討していないので財源措置・シミュレーションはしていない。従って説明もしていない事が判明した。

【根拠条文】

地方自治法「上記に示したものの同様」

5) 第三者委員会の位置づけ

- ⑮与謝野町から平成2年7月9日に委嘱を受け、今回5回目となる第三者委員会ですが、第1回の検討事項（趣旨説明）には、『与謝野町では、この町を後世に引き継ぐため、将来負担の低減を図るべく、「与謝野町公共施設等総合管理計画（実施計画）」の「公共施設整備の原則」に基づき、野田川地域の町立中央公民館（野田川母と子供のセンター含む。）町立野田川体育館及び町立図書館野田川分室の再編・統合、及び野田川地域の就学前教育・保育施設の再編による野田川地域の幼保連携型認定こども園の設置を進める事について検討いた

だきたい。』とありますが、抽象的で具体性に欠け私たちの仕事は何なのかを探らなければならない状態で右往左往します。教育施設統廃合案の見直しを求める会からは、①庁の計画通り認定こども園を作ること②認定こども園の場所を変えて現状を残すこと③小学校統合が出来るまで野田川地区のこども園は現状のまま行くこと。の3点を第三者委員会で検討を望むと議事録にあります。一方、町長は具体的発言（議事録記載）がこの団体との協議の他にも含め一切ありません。町長はこの第三者委員会をどの様に位置付けているのか改めて確認したい。

この委員会の役割（仕事の中身）とはなにか？またこの委員会はどこまで議論する必要があるのか？

【答弁のポイント】

①「従いまして、私が提案した計画について、客観的に見て行政ルールや総合計画等の根拠に基づき構築されたものであるかどうか、そして与謝野町の将来と現状を展望するうえで適正な計画であるのかどうか、計画の見直しを求めておられる住民の皆様方の主張が客観的に見て、現状及び町の将来にとって適切なものであるか否かを判断していただきたいと考えており、この計画を「適切」とされるか「不適切」とされるかをお示しいただきたいと考えております。」

【検証事項】

①②③の質問の要求が存在することが明らかになった。

①行政ルールや総合計画等の根拠に基づき構築されたものであるかどうかについて、【基本構想・基本計画・実施計画との整合性に瑕疵ある点が多く、故意または重過失による計画策定の未実施、それに伴う財政計画の未策定等行政運営にとっての根幹ともあるべき行政事務の不適確が見受けられる。】

②与謝野町の将来と現状を展望するうえで適正な計画であるのかどうかについて、【現状は反対者の論拠に反論し答弁する根拠が無く、行政計画実施の行政行為の要件を満たしていないと考えられることから適確な計画であったとは言えない。】

③計画の見直しを求めておられる住民の皆様方の主張が客観的に見て、現状及び町の将来にとって適切なものであるか否か？
について、【反対者の主張は個々人によって利己的・恣意的・感情的な事柄が

大半であるが、共通して主張されたのは、当該計画が唐突であって住民への説明や合意形成に至っていないのに行政が強硬的に実施することに対する計画の見直しの要求である。従って当該指摘の根源は、現在の与謝野町の行財政運営根幹に関する見直しを求めた主張であり、単に野田川中央体育館の存続を求めたものでは無いと解すべきである。

言い換えれば、「現在の与謝野町の行財政運営が適確に実施されてきたのか？ 又実施されているのか？ されようとしているのか？ 疑義があり見直しを求めたものである」従って、当該主張は論拠を有し、客観的合理性を有し正当性があるものと推定される。】

【根拠条文等】

6) その他

江陽中学校での主権者教育について、「主権者教育の時間に、授業を行った。ということはそこに講師として呼ばれた。ということはその生徒への授業を、この項目でされたという、そういう事実があったということなんですかね。それでよろしいんですね。はい。わかりました。」

町長答弁

①江陽中学校の主権者教育の取り組みでございますけれども、これにつきましては、本町教育委員会及び江陽中学校が率先して演題を設定したものは無く、その講座を行っていただいた団体の判断によるものと認識してございます。

疑義：当該授業教室に行政部局の関与があったのではないかと

教育基本法に抵触するのではないかの疑念が残る。民主主義の否定にあたり

憲法違反ではないのかの疑念がのこる。

【証拠書類のポイント】

江陽中学校で行われた「租税教室」に関する書類についての経過

- ①平成31年4月12日 江中校長宛 官津税務署長より租税教室開催意向について
- ②令和元年5月13日 租税教室開催意向調査票回答・・・校長が税務署へ
- ③令和元年6月3日 租税教室の開催について・・・税務署から申込書届く

③令和元年7月16日(火)11:35~12:20 3年生全クラス94名が「教育課程
社会科(公民)」の授業として受けた。

④主権者教育のペーパーで授業が進められた。第5回第三者委員会での発言の内容と
なったペーパーが使用されていた事実が判明した。

【検証事項】

- ①当該授業開催のタイミングとして、令和元年7月24日当該施設の利用者説明会直前
であり議会では請願審査が終結し紛争の真ただ中であつた。
- ②授業内容について税に関する総合的なことであれば理解できるものの、体育館の利
用状況の記載や中央体育館の利用停止に関しての賛成・反対を問う内容が租税
との因果関係を導くには不自然である。
- ③講師は与謝野町が委嘱をしている行政改革推進委員及び子ども子育て会議委員長
であること。

この授業の内容について第三者委員会が議論する権限もなければ義務もない。

但し、この授業に関して行政が政治的に関与していたのかどうかの疑義は残る。

法的には、教育基本法では、行政の政治的関与を禁止している。従つて、行政側(与
謝野町)が当該事件に関して関与していなかったとする証拠を出す必要がある。

しかし、現段階の提出された資料において、与謝野町が関与していなかったとする資
料はどこにも見当たらない。

従つて、行政が関与していなかったとは言えない。(債務不履行の案件)

【根拠条文等】

教育基本法・民法(債務不履行)・行政の非関与説明責任

法律の根拠

1) 地方自治法1969年(S44年)改正・・・地方自治体の「基本構想策定」義務が課せられた。

同 2011年(H23年)改正・・・第2条4項が削除され策定義務は無くなる。

地方自治法改正同年同日2011年5月2日・・・総務大臣通知・・・地方議会の議決を経て基本構想の策定を行うことができる。

※条例制定を根拠にして基本構想を策定している自治体が多い。

基本構想・・・10年 地域づくり方針

↓
基本計画・・・5年 行政計画

↓
実施計画・・・3年 具体的施策・行財政運営上の指針とするもの

総合計画

2) 地方自治法第96条普通公共団体は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

①条例を制定又は改廃すること

②予算を定めること

第2項 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

3) 与謝野町議会基本条例（地方自治法第96条第2項の議決事件）

第7条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、次に掲げるとおりとし、町政全般にわたり重要な計画などについて、計画的、かつ、町民の視点に立った透明性の高い町政の運営に資するものとする。

- (1) 町の総合的、かつ、計画的な行政の運営を図るための基本構想及び基本計画
- (2) 町行政の各分野における政策及び基本的な方向を定める計画及び指針その他これらに類するものに関するもので、議会が必要と認める計画。ただし、行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が5年未満の計画を除くものとする。

4) 行政作用法 (法律ではない相称・・例行政手続法等)

行政計画

※行政計画の決定・変更は行政庁の広範な裁量が認められています。しかし、重要な事実を欠く場合や内容が社会通念に照らして著しく妥当性を欠く場合は裁量権の逸脱又は濫用により違法となる。

行政行為の瑕疵は2つ・・・「違法」「不当」

行政行為が成立するためには、主体・内容・手続・形式の全てが適法かつ正当に行われていることが必要。

主体の瑕疵・・・権限の無いものの行為

内容の瑕疵・・・内容が不明確、誤っている行為

手続の瑕疵・・・手続きに誤りがある

形式の瑕疵・・・形式が整っていない

第三者委員会の結論

要点整理 ①事実に反した行為又は事項は無かったか？

②間違った行為（違法・不当・言動・手続等含む）は無かったか？

③合理的客観的に正当又は不当だと思われる事実があったか？

1) 結論 検討事項である『「与謝野町公共施設等総合管理計画」（実施計画）の「公共施設整備の原則」に基づき、野田川地域の社会教育施設の再編・統合、及び野田川就学前教育・保育施設の再編による幼保連携型認定こども園の設置を進めることについて、総合的な検知から検討した結果、当該計画は客観的合理性を欠き適確とは認められない。

2) 根拠

1) 地方自治法第2条第4項

2) 地方自治法第96条第2項

3) 与謝野町議会基本条例 第7条

4) 行政作用法・行政計画（法律ではない相称・例行政手続法等）

3) 要件事実

※行政計画の決定・変更は行政庁の広範な裁量が認められています。しかし、重要な事実を欠く場合や内容が社会通念に照らして著しく妥当性を欠く場合は裁量権の逸脱又は濫用により違法となる。

行政計画による行政行為が成立するためには、主体・内容・手続・形式の全てが適法かつ正当に行われていることが必要である。

行政行為の瑕疵は2つあり「違法」であること「不当」であること。

これらの存在があるなら行政計画や行政行為は不適確であるとする要件である。

当該計画の内、①「野田川地域の就学前教育・保育施設の再編による幼保連携型認定こども園の設置を進める」ことについて、与謝野町第1次総合

計画の後期基本計画に根拠が存在していることは確認できる。しかし、後期基本計画に準じた実施計画の策定が行われていない。「与謝野町幼保連携型認定こども園整備計画（案）」はあるものの議会で承認されたものでは無く公定力は無い。従って行政運営の進め方として随所に瑕疵が存在し適確な行政運営だとは認められない。

②野田川地域の社会教育施設の再編・統合に関する計画については、第1次与謝野町総合計画・後期基本計画・実施計画にその存在が無い。

与謝野町公共施設等総合管理計画（基本計画 H28.9 策定）・与謝野町公共施設等総合管理計画（実施計画 H30.3 月策定）はあるものの、後期基本計画との整合性は取れていない。非整合性の根拠は『第一次総合計画後期基本計画 p75・P76・P77「2 生涯にわたって成長する喜び」項目で、中央公民館・図書館・体育館の施策方針が示されている。そこに統合廃止解体という文言は存在していない。』整合性があるとするなら、後期基本計画の変更手続きが条例に従い実施されたはずであるがその行為は存在しなかった。行政行為の不存在である。

4) 見直しが必要と考える指摘事項

前太田町政後の現町政の行財運営において、理論立てた事業の展開が無さ
れていないことが判明した事から

- ①基本構想⇒基本計画⇒実施計画の策定を早急に実施すること。
- ②現在実施している事業及び行う予定の事業が①の見直しと同時に整合性がとれるものとする。
- ③適確性を欠いた事象は、本件計画だけではなく全ての事業に共通の問題であるため、全ての事業の見直しをすること。
- ④当該事件の事業遅滞や行政運営の瑕疵についての責任の取りかを明らかにすること。
- ⑤今後、当該類似事件の発生防止と適確な行財政運営を監視する組織団体を条例で定め安定的な行財政運営の推進に努めること。

議 論 の 展 開

1) 反対者の意見聴取

要点整理 ①疑義事項 (争点洗出し)

- a. 体育館取り壊し後の代替案が示されていない? ○or×
- b. 北星会・京都聖パウロ文書で建設有りきか?
- c. 体育館取壊しで利便性が低下する。その対応策を示したのか?
○or×
- d. 町の将来像を示されないので見えない。岩滝地域に集約される

②事実の認否確認

- b. 北星会・京都聖パウロ文書発送済。計画に基づいた行政手続き。

③感情的な事項

- a. 第三者委員会には白紙撤回を求める。

2) 実施者 (町長) に意見聴取

要点整理 ①当該計画が適正に実施されたのかどうか?

当該計画実施の手順

- ①町の基本構想・・・10年後の将来像
- ②町の基本計画・・・総合計画の5年間の基本計画
- ③5年基本計画の実施計画・・・3年毎実施計画 (与謝野)
- ④裏付けされた財政計画
- ⑤当該事業の実施計画策定・・・人・モノ・カネ・情報
人・・・利用者の利便性・解体後の利用代替案等
モノ・・・解体周辺建物 (商工会館・わくぱる) 権利者協議・解体建物の代替え
カネ・・・財源措置
情報・・・関係者各種団体に対する説明責任

⑥当該事業の実施

- a. 議会承認
- b. 関係者各種団体説明実施
- c. 入札等・・・・・・に続く

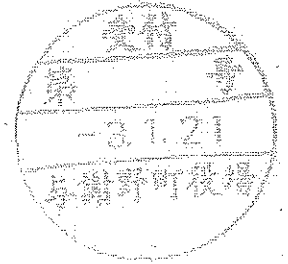
②町が講じた対応策について確認（反対者に対して）

- a. 庁内で代替案の議論に入る（町長発言：反対者との議論中）
- b. 立看板撤去の議論を3回
- c. 第三者委員会に求める目的が示されて無い町長（反対者との議論）

③疑義事項に対する質疑

3) 両者の主張の正当性の確認

- 要点整理
- ①事実に反した事項は無かったか？
 - ②間違った行為（言動・手続等含む）は無かったか？
 - ③合理的客観的に正当だと思われる事実があったか？



野田川地域の社会教育施設及び就学前教育保育施設のあり方検討会

意見集約について

- ・総合計画の整合性
- ・計画の策定の進め方について
- ・対象となる施設の取り扱い

上記については、今までの議事録及び配布して頂いた資料を確認し、また各委員の発言や第二回の検討会で、発表者の方から町作りへの思い・考えを聞かせて頂いた時から変わることはありませんでした。またこの検討会を重ねるうちに、行政側に対する不信感・不満がしっかりと積もり積もっていくことを感じました。

私は、5年以上の計画については議会を通し承認を得る。その正規の手順をせずに、さも決定事項のように実施されようとしていたことを知った時には、その場しのぎ及び町民に理解、認められていない強行策で、次世代を担う子供たちの施設・教育に対して熟考したと言えるのかと、残念や怒りを通り越して、呆れてしまいました。施設建設位置について、ハザードマップを確認しても間違いなく安全な位置にあるとは言い切れず、場所に盛り土して対処すると答弁がありましたが、行き詰った苦し紛れの一手にしか聞こえませんでした。委員として出席させて頂いた私の考えは

「計画自体の白紙撤回及び行政・議会で再度計画を作成して頂くこと」です。

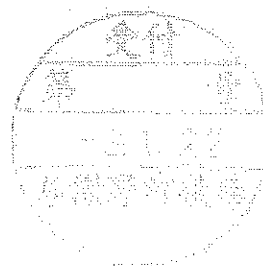
- ・地域づくりとの関係性
- ・町の財政計画について

財源の底が見えてきたと言われている財政問題は、計画を実施したからすぐに解決出来るようなことではないと感じました。財政圧迫している公共施設にかかる将来的な財源不足額 157.5 億円の解消するためには、公共施設をある程度統廃合する必要があることも理解出来ます。財源確保のためには地域づくりが必要であり、その地域づくりのためには住んでくれる人が必要と思います。

財政に追われ仕方ないとゆう思考停止状態にしか見えない形で、住民に理解してもらえない政策を進めた先には、町に愛着は湧かず仕方なく住んでるように親世代が次世代にもっと良い町に引っ越せ、こんな町に住むな、帰ってくるなど言ってしまうと、町民の減少は止めることが出来ず、若手がいなくなれば財政計画自体が破綻するのではないかと感じました。

住民の考えや意思が反映された地域づくりが成されれば、行き詰りもう無理だと諦める前に、他に良い案はないかと熟考し閃きが生まれると思います。町に愛着があれば、都市部で働き方改革が行われるようになり、高速道路の開通していることから、田舎に住んでいても出来るとわかれば、次世代の若手は帰って来たがると思います。この町が住み良いと、他にない素晴らしいところがあるよと、次世代には帰ってきてても大丈夫だと、同世代には引越してくれば良いのにと、紹介出来るような町づくりがして頂けたらなと思います。

坂本竜児



岡田 攻

① 野田川地域の社会教育施設・保育施設は私としては白紙撤回を求めます。

① 理由については、財政が大変である宮津市の様に起債が多くなり府の信用がなくなれば取り返しがつきません。

① 財政基金を50億位できるまで町民が納得する時期まですなわち、絶対必要と今町民の思える事業以外取り掛かるべきではない。

① (絶対必要)

今日、町政で考えられているすべての事業は、財政と共に実施計画を見えるかし旧三町から[10代～80代]の町民代表で実施計画委員会を作り(役場)(体育館)(保育所)(小学校)など3年～5年～10年とローリング方式で考え議会・町民に報告しながら又、修正を繰り返し実施する事を提案します。

長島課長様

富野委員長様 赤松副委員長様

大変お世話になっております。簡単ではありますが意見を述べさせていただきます。

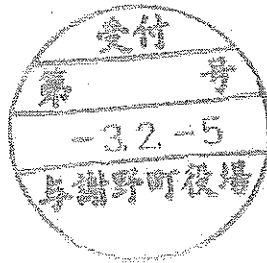
あり方検討委員会に出席させていただいたり、また議事録を読ませていただく中で感じたことは、町はおそらく様々な角度から検討を重ねられ、その過程で住民の意見も聞く機会を持ちながら進めていかれてると思います。しかし住民側の施設に対する強い思い入れに沿った進め方では残念ながらなかった為に理解が得られなかったのではないかと思います。全ての住民の意見に沿うのは不可能だと思いますが、やはりもっと耳を傾ける姿勢が住民は欲しいのだと思います。

6回に渡る委員会での意見交換や町長との質疑応答において、住民側が計画に対して不安に感じている部分や納得できない点が具体的に上げられたり、計画の見直しが必要な点が明確になった部分もあると思います。どこまでこの委員会で結論を出す必要があるのかということについては難しいですが、この過程(6回の委員会)だけでも、町長に町民の思いが多少は理解頂けたと感じる部分もありましたし、十分意義深いものになっているのではないかと思います。

山岡美加

与謝野町役場総務課 様

5 山崎委員



令和3年2月4日

岩屋 山崎 政巳

「野田川地域の社会教育施設及び就学前教育・保育施設のあり方検討委員会」の今後の方向性についての意見。

野田川こども園を今の野田川体育館の場所に建設する件について、現在、行政側と町民側とに溝ができていないことは否めません。この原因は、行政の初動対応の不手際が、第一の原因だと思います。不手際の一番は、「体育館を解体した後、体育館は作らないという内容が、全く説明されていなかった」のではないかと思います。説明会を傍聴してそれを一番感じました。

この件で利用者から不満の声が一気に上がったと思います。それに対する充分納得いく答えが得られず、不満は高まるばかりで、全く関係のない話でも、町職員さえも町民の方と接する時に、恐怖心さえ感じながら接しられているのではないかと危惧さえします。こんな気持ちで、町民のために一生懸命働いておられる職員の方はいい仕事できません。悪循環になるばかりです。

これを、一掃するには、もう一度原点に帰って、こども園の話、町民体育館の話、図書館等の利用が、どうしたら一番町民の方に喜ばれるのかを考える必要があります。長い間、考えて頂いた計画だと思いますが、現実の溝に真摯に向き合う必要があります。ここは勇気を持って、「もう一度白紙に戻し、町民の方と向き合う」ことが大事です。その視点の一つに財政の厳しさがあります。町内にも使われなくなった施設が廃墟と化しているものもあります。行政側も請願者側もお互いに、意地の張り合いはやめて、この危機的な溝がある状態を話し合う絶好のチャンスと考えるべきだと思います。これを避けていては、ますます溝が深くなるばかりです。お互いに素直な気持ちで歩み寄る気持ちで臨まなければ、今後の与謝野町のためにはならないと考えます。

6 江原委員

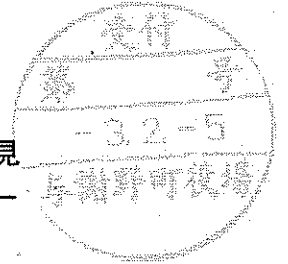
	検討事項	意見
<p>町からの検討 依頼事項</p>	<p>「与謝野町公共施設等総合管理計画（実施計画）」に基づく「野田川地域の社会教育施設の再編・統合」の是非</p> <p>「与謝野町公共施設等総合管理計画（実施計画）」に基づく「野田川地域の修学前教育・保育施設の再編による幼保連携型認定こども園の設置」の推進の是非</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「与謝野町公共施設等総合管理計画（実施計画）」は5年を超える計画であるが、議会の承認を得ていない。「与謝野町議会基本条例」との関連で問題はないのか。 ・本施設整備が、総合計画（実施計画）に関連しての説明なし。（議会への説明は全員協議会（H. 29. 10）） ・「与謝野町公共施設等総合管理計画（実施計画）」に基づく「与謝野町総合計画実施計画」が平成28年度以降作成されていない。 ・数回に渡り、「与謝野町公共施設等総合管理計画（実施計画）」の地域説明会が開かれているが、丁寧な説明が行われたのか疑問が残る。また、説明自体が当初から「結論ありき」的な内容であった。（配付資料に決定後の運用方法が記載。体育施設の受付窓口・鍵の受渡し方法） ・財政計画についても説明がなかった。
<p>委員会から 検討事項</p>	<p>総合計画との整合性</p> <p>計画の策定と進め方について</p> <p>対象となる施設の取り扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「与謝野町公共施設等総合管理計画（実施計画）」と「総合計画（実施計画）」との関連した説明がなく総合計画との整合性に疑義がある。 ・「与謝野町公共施設等総合管理計画（実施計画）」に基づく「総合計画（実施計画）」が平成28年度以降作成されていない。（3年毎のローリング方式が形骸化したためとの説明） ・行政改革推進委員会より、「与謝野町公共施設等総合管理計画（実施計画）実行の際には丁寧な説明を」との、付帯意見が添えられていたが、町民や利用者の声を聞くプロセスがなかった。 ・住民説明会の配付資料に体育施設の受付窓口・鍵の受渡し方法等も記載されており、当初より結論ありきの説明ではなかったのか。 ・解体される施設の代替施設の説明不足。ただ単に「耐用年数がきたから更新しない」ではなく、施設の役割や重要度、利用者人数等多方面からの検討が必要。 また町としての社会体育・社会教育への理念が述べられていない。

<p>項 町の財政計画</p>	<p>・今回のこども園建設計画において、候補地毎の建設費や公設公営・公設民営・民設民営等の比較検討が出来る資料がない。</p> <p>・「第三者委員会の答申を最大限尊重する」とのことだが、この委員会としてこども園建設の場所所定までも踏込むのは厳しいと思う。複数の候補地それぞれにおける規模や建設費等の比較検討資料の作成、町の財政計画等々の精査など委員会など委員会の判断を超えていると思う。現計画の是非を判断しその結果の報告をもって委員会の役割とする。</p> <p>・町長より明確な答弁なし。一つひとつ丁寧な議論を尽くした上で、住民と課題を共有し未来に向けた町づくりの姿勢に欠けていた。</p>
<p>結論</p>	<p>○現計画案の白紙撤回（再検討）。</p> <p>比較検討できる資料（建築費、解体費、こども園の規模、公設か民設か、公営か民営か、等々）を添えて複数案の再提示（現候補地も含む）。</p> <p>町民への説明会、パブリックコメント等で多くの人の意見を聞く。</p>
<p>その他（個人的希望）</p>	<p>・「第二次与謝野町総合計画」の答申実行に向けた取り組みの推進。</p> <p>・社会体育、社会文化、生涯教育等に対する町の基本的理念の説明。</p> <p>・野田川こども園の早期開設。</p>

その他は江原個人的希望であって、簡単に記載したものです。この委員会の使命とは直接の関係は薄いと思います。

令和3年2月5日

江原 義典



公共施設および就学前教育・保育施設のあり方検討委員会のまとめに関する意見
浦島 清一

この間6回の会議を通じて明らかになったこと、そして今後どうするべきなのかについて考えた私の意見を書きます。

この懇談会へは最初からの問題意識として、今回の公共施設の問題が何故大きな問題になったのか、町のこの問題に関する審議経過や情報の公開の方法がどうだったのか、この間のとり組みに、私自身も参加していて、町側の対応に疑問を持っていたこともあり、懇談会に参加して様々な視点からの分析や意見を聞いて、自分なりの意見をまとめようと考えていました。

今まで6回の会議に参加して、本当によかったと思いました。当初から町でこの公共施設問題が、どういふ審議された上で今回の案が出てきたのかということに対して、とても違和感を持ってきていました。それは「それまでに住民の声がしっかり反映されている経過はあったのだろうか」という想いです。また、それまでに多くの様々な審議会があったようですが、それぞれの場所でしっかりと議論ができていたのかという疑問でした。

特に体育館周辺の施設を廃止して、そこに新たに「こども園」をつくるという話は納得がいきませんでした。また、「こども園」がどのような構想の下につくられるのかということが見えないこと、本当に子ども立場から保護者の立場から十分な議論がされたのかという疑問でした。

その上で、私は特に、会議の中で町はどれだけ住民の声をしっかりと受け止めた行政運営をしようとしていたのか、という点を質問し、深めようと考えました。

それは、私が一昨年の説明会に出たときに、町側の説明が住民の意見をしっかりと受け止めようと言いながら、内容を練り上げようとする姿勢が感じられなかったのですが、何故そこまで強硬な姿勢を持っていたのか、また説明会で頑なな態度に終始したのは何故かを知りたいと思っていました。あそこまで強硬な姿勢を崩さないのは、何かに縛られているのではないか、と思わざるを得なかった訳です。

ですから、町長への質問の時も「職員が説明会に出るときに、住民の意見をしっかりと聞こうという意思統一がされて出ているのでしょうか」という点を聞きました。しかし、町長の回答からは、その事についての回答は聞かれることはなかったのです。「住民にていねいな説明を」という言葉はありましたが、「住民の声をしっかりと聞いて、原案を練り上げる」ということはなかったようでした。

さらに、説明会以降の町の態度は頑なで、説明会の中でも、参加者から様々な提案もありましたが、即座に「この方針で進めます！他は無理です」との答えに終始しました。

そのため住民の中からは、町の態度を変えるために別のとり組みを、ということで署名活動が始まり、急速に高まりを見せたのだと理解しました。

しかし、何故それほどまでに強硬だったのか、ここは私自身も今まで頂いた資料を基に年表風にまとめてみて気がついたことですし、加えて小牧委員のていねいな実証によって明らかになったことですが、この計画は、ある時点まではていねいに準備されてたようですが、どうも平成28年頃から進め方が、おかしくなったということが見えてきました。

特に小牧委員の具体的な指摘で明らかになったことは、計画を立案しそれを具体化するための行政の必要な手続きができていないことでした。「基本計画」が作られたにもかかわらずそれを具体化する「基本計画」が、そして「実施計画」さらには「財政計画」が作られないまま、「基本計画」だけが優先されてき

たのではないかと思います。

ですから地方自治体として必要な議会での議論や承認、財政的な条例も作られずに、実施していくための実施計画や財政計画がていねいに検討されていなかった。さらに一番大切な住民へのていねいな説明がされないまま、行政の思いだけが先行してきた。そのため説明を受けていない住民の反発が生まれ、署名活動なども生まれてきたと理解できました。

この間の町とのやりとりの中でもその事は明確になり、「不十分だった」と認めているわけですから、ここはしっかり立ち止まって、再スタートをしていくことが必要です。

さらに、この間それが中心の議論ではありませんでしたが、「こども園」についての議論がありました。すでに実施されている岩滝のこども園だけでなく、今準備されている加悦のこども園問題は、今そこで働く保育士や先生方の勤務状況も含めて、しっかりと再点検をしながらよりいいものを作る責任があると思えます。

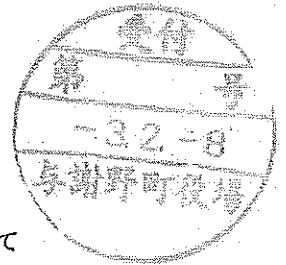
しかし、今回の計画にある野田川のこども園についてはその規模からいっても、再検討が必要だと思います。また、こども園の保育・教育内容が本当に適切か、一つの園にしていく必要はあるのかどうかの検討も必要ではないでしょうか。例えば、今ある保育所の改修をして、二つの園にしていくことは考えられないのか、小学校の統廃合問題も見通しができてない中で、今ここで焦って急いで進めることが禍根を残すのではないかという危惧を持ちました。元々保護者や地域の声としての「こども園問題」ではなく、町側が提案してのこども園問題で、議論の中で、それなりの議論はされた報告を受けましたが、今の時点では、特に大規模「こども園については」十分な議論だったかの検討が必要です。

今、全国的にこども園がトップダウンの中で、進められている中で、様々な問題が明らかになっている現状で、再検討そして再評価をしていくことも考えられるかと思います。

以上のことから、私は

- 1 町がこの間進めてきた「公共施設の統廃合」のすすめ方は町に瑕疵があり、このまま強行することはさらに住民の声を無視することになり混乱を招くので、止めるべき。
- 2 「公共施設の統廃合問題」についての検討会を新たに作り、計画案の再検討からはじめ、実施案から財政計画も立てながら、住民の声をしっかりと受けることができる検討委員会の立ち上げが必要。
- 3 「こども園」建設については、現時点での全国的実施状況を把握した上で、メリットデメリットを深く検討し、与謝野町にふさわしい「こども園」建設のため、再検討の機会を作って進めるべきだと考えます。

以上です



野田川地域の社会教育施設及び就学前教育・保育施設のあり方について

私は、今回上記委員会に参加をさせていただき、いろいろな意見を拝聴しました、勉強もさせていただきました。そもそも、それぞれの複合的な施設のことであり、建設の歴史や意義・活用などに大きな違いがあります。

この話の始まりの一つは、今後の公共施設のあり方を検討する中で、今までの公共施設を維持するための維持費や建て替え等の経費が捻出できないからどうしてこうかってことでした。

もう一つは、就学前の教育・保育施設をどうするかを検討する中で、与謝野町としては幼保一元化という、いわゆる「こども園」の構想が立ち上がり、タイミングよく岩滝幼稚園の建て替え時期と重なり、最初に岩滝こども園ができました。構想の中では、あと加悦地区と野田川地区にこども園を開設することになっていて、加悦地区は先に小学校の統廃合が進み、桑飼小学校跡に開設することで、住民合意がなされました。残った野田川は、小学校も生徒数が減らず統廃合が進まず、就学前児童の数も多いという問題も発生し、子供たちの教育環境の機会均等を考えると、野田川地区も早く開設をしないといけないがどうしたものかってことでした。

そこで、この二つを解決する方法として、今回問題になっている話が出てきたということです。ただ、この二つの問題は歴史や用途・対象が違い、実行のタイミングが難しく、それを合わせるのに無理があったのだらうと思います。だから、聞く耳を持たないとか強硬な姿勢になってしまい、住民の反感を買い理解が得られない状態になってしまったと分析します。

ここは初心に帰り、こども園については他の施設より時期が遅くなるかもしれませんが、財政難であることや児童の受け入れ人数が多いなどを勘案して再考すべきと考えます。他の施設についても、利用者の意見を聞き財政難であることを説明し理解を得ながら、代替え施設の検討も含め今後の施設のあり方を再検討すべきと考えます。

以上が私の意見で、この委員会の結論と考えます。

西川明宏

第6回野田川地域の社会教育施設及び就学前教育・保育施設のあり方検討委員会をおえて

白須 宗明

① 現体育館・中央公民館跡地に野田川地域認定こども園を建設する計画について

「2030年は未来への分岐点」、あと10年後までこのまま推移すれば、この地球の温暖化はもう後戻り出来ない臨界点に達すると国連の専門機関が警告を発するほど、深刻な事態が進行しているなかで、「今まで経験したことのない」自然災害が発生しています。「今まで経験したことがない」災害はもはや「想定外」ではありません。そういう認識に立つならば、岩屋川が氾濫する、堤防が決壊するような事態が起きうことは当然想定内になるでしょう。

建設予定地は岩屋下流のL字型に急カーブする堤防のその下にあります。そのような危険がますます増大していくと想定される場所が、幼い子どもたちのための「楽園」の建設用地に不適格であることは論をまつまでもなく明らかです。「こども園」用地は甚大化が想定される自然災害からの安全を第一にして別の用地を検討することが妥当であると考えます。

② 野田川体育館廃止&存続問題について

与謝野町公共施設等総合管理計画のスポーツ施設についての「基本方針」は「スポーツ施設は町民の健康の増進を図るために重要な施設であり、子どもから高齢者まで利用が多い施設です。基本的には維持していく方針になります・・・」とうたい、野田川体育館の評価では「利用度が大変高い施設で維持していく施設と位置づけられますが・・・」と高い評価をしながら、「野田川地域認定こども園建設のため平成31年度までに廃止します。」と断定しています。

スポーツ施設の活用としては高く評価しながらも、保育施設を建てる用地に使うので廃止する。従来やってきた体育館活動は他の空き施設を適当に利用してやってください。と言わんばかりの町当局の姿勢にたいして利用者をはじめ住民が怒り、異議を申し立てるのは当然といえば当然のなりゆきと考えられます。

この間に明らかになっている町行政の大きな問題点の一つは、公共施設づくり（廃止も含む）にとって不可欠な街づくり、人づくりのビジョンが町の総合計画で示されているに関わらず、具体策としてあるいは具体的な町政運営のなかに十分に反映されていないところです。

それは「請願代表者との協議に係る議事録」の中でも、施設をフル活用されている現場の代表者の方から健康増進にとどまらず世代を超えた人づくり・まちづくりの実践・実績・その大切さを熱心に強調されている一方、その活動を評価し推進すべきはずの町当局者は、計画の代替え案、折衷案に終始し体育館の利用者（人づくり、街づくりの現場）の声に耳を傾け、共感しその活動を町の財産として生かして行こうする姿勢が全く見られないところにも表れています。

総合管理計画の中の野田川体育館の「評価」のとおり、「利用度が大変高く、維持していく施設と位置付けられる」のです。公共施設の管理運営コストの縮小の課題については、財政、将来のまちづくり、人づくり、仕事づくり等多角的視点から全施設の見直しを行い、多くの町民が納得いくような公共施設総合管理計画に改善していくことが求められます。

③ 野田川地域認定こども園設置計画について

この間の様々な議論を通して見えてきた野田川の公共施設廃止計画をめぐる問題点は体育館のみならず認定こども園計画にも共通する問題をはらんでいることに厳しく目を向けていく必要があります。「保育施設」は「人づくり」の原点ともいえる極めて重要な公共施設です。それが余りにも安易なかたちで「立派な、でっかい箱づくり」になっていないか危惧されています。

その危惧の根拠は次のようなところに見ることができます。

○平成27年3月「与謝野町子ども・子育て支援事業計画」が策定されます。その趣旨は「少子化に対応した適度な集団環境による経験の提供や園児の健やかな発育に資するため…未来を担う子どもたちにより良い教育・保育環境をつくる施設となる認定こども園を整備することとし…」「地域ごとに1園ずつ幼保連携型認定こども園を整備する」方針を定めたというものです。

平成28年4月、この方針に基づき岩滝地域に幼保連携型認定こども園「かえでこども園」が開園します。幼保連携型とは一園の中に幼稚園課程と保育園課程の二つの課程が共存することを意味し園の在り方が園児にも保育士にも保護者にも複雑化を意味します。その上に定員180人と大人数化します。それは同時に保育職員も大人数化、出入りする大人（保護者等）の大人数化を意味します。安心の居場所であるべき園舎は幼児にとって複雑巨大な建物となります。色んな面で「複雑化」するのは論をまつまでもありません。複雑さの進行は不安・ストレスに直結します。とりわけ発達過程の幼児にとって不安やストレスのない安心できる環境の保障は何よりも重要です。

幼児にとって安心できる園の基本的な環境とは園内の子どものお大半が顔見知りであること、先生がみんな顔見知りで先生（保育士）も子ども全員の顔と名前がわかって、みんなで守られ支えられている実感が持てる環境です。「園づくり」では何より優先して重視すべき課題といえますが、事業計画策定に先立ってどれだけ専門的視点で論議・検証が深められたのでしょうか？

「より良い教育・保育環境をつくる施設となるこども園」の整備とうたいながら旧町地域ごとに1園と限定することにより必然的に定員250名という超大規模こども園になっても「よりよい教育・保育環境が整う」といい続けられる根拠はどこにあるのか、保育分野においても今いちどあらためて専門的な「検証委員会」を立ち上げて検証を深めなおす作業が必要と思われる。

平成30年12月の町議会における「かえでこども園」の現状認識への質問に対して子育て応援課長は次のように答弁されています。

「こども園の利用者から色々問題点が指摘されているのでは・・・」という問いに対して

「利用者からのそのような声はきいているしデメリット部分があるのは把握している・・・」

開園して3年になるがまだこちらが想定しているところまでには、なっていない。・・・かえでこども園は若い職員が多く経験が不足しているので職員のスキルを上げることが肝心・・・」

そして令和2年12月7日第五回検討委員会で次のように発言されました。

「今年はコロナという予測できない事態が起きまして、・・・年齢児ごとの運動会をやらさせていただきました。そのことによって、子どもの数が例年より少ないわけですがけれど保護者からすると自分の子どもがよく見えたということで、こういったやりかたを継続してもらうことが出来ないかというご意見もいただいております。ということでいろいろな工夫をすればいいと思います。

ですから定員だけこだわるのではなくて、どういった保育・教育を行うか、それが非常に大事な話だなど思っていますので・・・」

当町の保育行政のトップのこの2つの発言は当町の「保育行政」に首をかしげざるを得ない基本的な問題点を浮き彫りにしています。

まず最初に、「園」の基本理念はどこにあるのでしょうか。全園児・先生・保護者が集まって取り組むより、別々に分かれてしたほうがいいと思える園は、もはや一つの園としての体をなしてはいません。「工夫してやればいい」で済ませられる姿勢に啞然とせざるを得ません。全園児が支え合い励まし合い、全職員、全保護者が手をつなぎスクラムくんでお互いを支えあいながら全園児を支え、励まし、それぞれの成長をあたたく見守っていける園の姿こそが目指すべき「豊かな保育」環境の姿ではないのですか。「総合計画」ではさううたっているはずですが。

二つ目は、どこのだれという子ども、名前も知らない話したこともない先生、保護者たちが多くなればなるほど、不安や緊張・ストレスは高まり、安心の場ではなくなっていくのは当然です。ですから、全園行事が困難になること、そのため別れてせざるを得なくなることは保育の知識があれば計画の段階でわかって当然のことですが、開園4年目コロナ対策として年齢別に運動会ができて評判が良かったことを「いろんな工夫をすればいい」と評価されていますが、コロナがなければ全体での運動会を続けさせられていたかもしれません。遅すぎます。ここでも大きな認識のズレを感じずにはられません。

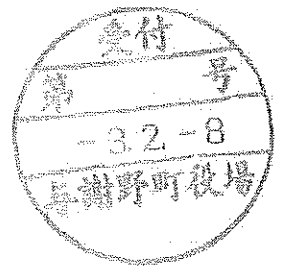
三つめは、行政の責任者としての在り様です。施設に関する責任はそれを担当した部署の長が受け負うのは当然です。開園3年目の議会での答弁で、いまだこちらが想定しているところに至っていない、それは若い職員が多く経験が不足しているので・・・と園の評価を下したうえに、当町では初めての保幼連携型の大型認定こども園で悪戦苦闘している現場の職員の力量不足を断定しそれに責任を転嫁するような発言は、統括責任者の立場にある子育て応援課長が町民を前にして言うべき言葉ではありません。新しい保育施設づくりを先頭になって進められ統括されてきた行政責任者こそが現場に、子どもに、保護者に過大な負担をおわせていることの責任をまずは感じるべきです。得られた全ての課題、問題点。教訓を明らかにし次の施設づくり生かしていくことが求められます。

最後に、あえて私見をくわえるならば、幼児期は人間の発達の過程のなかで最も重要な時期です。その重要な発達を支え後押しするのが「保育」です。「保育」の大事な前提条件は「安全」と「安心」です。幼児期の子どもたちにとって「安心」「安全」な最高の環境とはどんな環境でしょうか。私たちは明確な見解を持たなければなりません。

忘れてはならないのは「保育者」も子どもにとって不可欠の「安心・安全」の環境です、「保育者」が子ども達にとって「安全・安心」な環境であるためには「保育者」もまた「安全・安心」な環境に置かれることが大切です。

私たち大人がしっかりと知識と見識を集めてどんな保育環境が必要なのか、大切なのか明らかにしていかなければなりません。現時点ではその不十分さは明白です。このまま定員200名近い大規模認定こども園をつくれれば幼い子ども達にとって間違いなく立派な負の遺産となるでしょう。

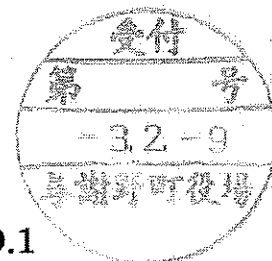
当検討委員会がやってきたように、あらためて、保育施設に係る専門の検討委員会を立ち上げ、ることを提案いたします。野田川地域の保育施設のあり方の検討をはじめましょう、未来をたくましく生きていく子どもたちのために、真に役立つ「こども園」をつくるために。



「野田川地域認定こども園は、現計画の体育館、中央公民館などを取り壊してその跡地に建設するのではなく、新たな場所を検討して下さい（主な理由は下記の1です）」

1. ハザードマップで浸水被害が想定されている場所に建てるべきではない。
近年は50年に一度、100年に一度の大雨が毎年のように降り、各地で浸水被害が発生しています。ハザードマップで危険地域に指定されている場所に建てるべきではないと思います。町の説明では浸水対策として土地の嵩上げや避難道路を整備する事などが述べられていますが、野田川と岩屋川の合流点に近く、長時間の滞水が想定される土地は、認定こども園の建設予定地として不向きです。
父兄も子供達も水害の心配の無い安心できる場所を検討願います。
2. 体育館、図書館などの利用頻度が高く、野田川地域の体育・文化活動の拠点として利用されている。
少子高齢化が進み、財政が厳しくなる中での公共施設の統廃合はやむを得ないとおもいますが、8,000人以上の町民の皆さんが署名された事を重く受け止めて頂きたいと思います。
3. 小牧委員が計画の策定や承認などが法律に基づいて適正に行われたものでなく瑕疵がある事を詳述されました。私は行財政の素人ですが、必要な手順を踏まなければ計画そのものが成り立たないと思います。
4. 計画を策定するときは、町民や町民を代表する議会の意見を広く聞くべきです。
今回、ここまで拗れたのは「聞く耳を持たない姿勢」が多く町の不信感に繋がったと思います。地域や利用者への説明の際、もう少し丁寧に説明されたらこんな事にならなかったと思い、残念です。

細井 昭男



NO.1

第六回 野田川地域社会教育及び就学前教育・保育施設の

あり方検討委員会を終えて

1.本委員会の使命（任務）

(令和2年12月7日本員会での町長発言を議事録から抜粋)

- a.本町が提案した計画が行政ルールや総合計画等の根拠に基づいているか。
- b.本町の将来と現状を展望し適正な計画か。
- c.計画見直しを主張する住民の主張は適切か。

この計画は適切か不適切かを示していただきたい。

2.私の判断

- a.のだがわ認定こども園建設基本計画は存在しないと理解していますから、計画策定の背景と目的、前提条件の整備、整備の基本方針、建築施設計画、財源、事業スケジュール等が不明確な部分が多い。
このような実状で行政ルール、総合計画の根拠云々は論外。
- b.「認定こども園・小学校統廃合を反映した財政見直し」
(平成29年10月 企画財政課)の数値は積算根拠に信頼性が薄い。
従いまして将来本町の財政悪化に拍車をかける恐れがあり適正とは判断できない。
- c.住民の主張は正当である。
解体施設の体育館柔道場図書館中央公民館給食センターは知体徳食を育む心身育成の場、商工会館は町内の産業振興活性化の拠点です。
まさに子供から大人までが集う町内屈指のコミュニティ広場です。
その既存施設の代替、移転先等の条件が整備されてない。
そして建設予定地は自然災害による安全性が担保できない。

住民の意見、本委員会での委員の発言、参考資料、公募人(4名)の意見、町長との質疑応答等を十分吟味いたしました。

その結果は、

「のだがわ認定こども園 建設予定地は不適切です」

3.私の意見

当初、町の本計画についての説明では近い将来に歳入欠陥を予測できる本町の財源不足を補うために歳出の削減（既設施設の修繕運営管理費等）を求める措置の一環として、所謂財政健全化に向けて既存の公共施設の解体や保育教育施設の統廃合を計画したものと認識しています。

併し、建設予定地にて事業完了後におけるコストパフォーマンスは期待できません。

次に、計画地は岩屋川に隣接し、ハザードマップでは浸水地域になっています、一般的に地域住民の視線では自然災害からの安全性に著しく不安があります。この点について町長は町政懇談会（市場地区元年8月6日）において住民からの豪雨被害の意見に対し、「かさ上げや避難経路の設定などを考える、こどもたちの命を危険にさらすことがあった場合は責任は当然私にある。」と発言されました。

責任を誤解されています。

人命に関わる災害が予測される場所を避けるのが首長の責任ではないでしょうか。

尚、日本聖公会聖パウロ教会さんに本件についてコメントを求めましたところ、私達は町民の方々の計画予定地に対する思いや願いを知らずに与謝野町からの要望にお応えしました。与謝野町が住民の思いを踏みにじり予定地に拘っておられる場合は、当法人のパブリックイメージの兼ね合いもあり、残念ですが辞退せざるを得ないこともあります。

現在の建設予定地には固執していません。

新たな建設予定地であっても協力は惜しみません。

今後も本町との良好な関係は維持したい意向と伺っています。

就学前教育・保育施設の建設運営については十分な協議を求めます。

（公設公営、公設民営、民設民営）

8,433名という請願者の心、それを無視して押し進めるということは住民自治が死語となります。

町民の行政・議会に対する信頼は日々希薄になっているのが現状です。

このような状況下では町政推進、まちづくりに大きな障害となり他の事業展開にも影響が出ます。

「町民に寄り添ってまちづくりをしたいという

言葉が虚ろに響き、虚しさを感じます。」

一日も早い町長の英断により計画予定地の変更、そして野田川地区内の社会
学校教育、保育関連の公共施設のあり方や取組の時期、財政運用計画等を再検
討する必要があります。

こども園建設予定地の選考にあたっては安全性（特に自然災害）を優先して下
さい。

尚、町議会議員の皆様には伏してお願い申し上げます。

請願審査のやりとりを有線 TV にて拝聴（請願審査）していましたが、議会の
運営や議員の発言に驚愕しました。

議員の皆様が住民代表として喧々諤々と意見を交わしてほしいものです。

令和三年二月二日

与謝野町幾地 328-2（四辻区） 赤松孝一

**野田川地域の社会教育施設及び就学前教育・保育施設の
あり方検討委員会
議事録一覧表**

No.	期日等	議事録概要
1	令和2年 7月9日 (木) 13時28分 ～ 15時55分	<p>○会場:生涯学習センター 知遊館 あじさいホール(2階) ○出席者:委員12名、行政10名</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 委員の委嘱 2. 設置要綱の説明・確認 3. 正副委員長の選出 4. 検討依頼 5. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1)経過説明 <ol style="list-style-type: none"> ①全体の経過について ②町の計画について <ul style="list-style-type: none"> ・与謝野町公共施設等総合管理計画 ・与謝野町幼保連携型認定こども園整備計画(子ども・子育て支援事業計画) ・教育施設統廃合の基本的な考え方(案) ③要請書について (2)会議の進め方・今後のスケジュール等について <ul style="list-style-type: none"> ・日程・曜日・時間帯
2	8月27日 (木) 13時30分 ～ 17時10分	<p>○会場:生涯学習センター 知遊館 あじさいホール(2階) ○発表者:4名 ○出席者:委員13名、行政3名</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第1回委員会議事録の承認 2. 意見発表 3. 質疑応答 4. 委員の感想 5. 副委員長の選出
3	9月30日 (水) 13時30分 ～ 17時00分	<p>○会場:勤労者総合福祉センター 多目的ホール(1階) ○出席者:委員12名、行政3名</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第2回委員会議事録の承認 2. 公募意見を受けた各委員の意見発表 3. 委員会における今後の議論の方向性
4	11月6日 (金) 13時30分 ～ 17時15分	<p>○会場:勤労者総合福祉センター 多目的ホール(1階) ○出席者:委員10名、行政3名</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第3回委員会議事録の承認 2. 行政からの提出資料の確認 3. 資料の過不足等に関する意見交換 4. 第5回委員会における質疑事項整理
5	12月7日 (月) 13時30分 ～ 17時00分	<p>○会場:勤労者総合福祉センター 多目的ホール(1階) ○出席者:委員10名、行政16名</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 第4回委員会の議事録確認 2. 町長との質疑応答

6	令和3年 1月20日 (水) 13時30分 ~ 16時30分	○会場: 勤労者総合福祉センター 多目的ホール(1階) ○出席者: 委員13名、行政3名 1. 第5回委員会の議事録確認 2. 第5回委員会での町長との質疑応答の内容についての各委員の意見 3. 第7回委員会に向けて意見集約の枠組みについて
7	3月5日 (金) 13時28分 ~ 15時55分	○会場: 勤労者総合福祉センター 多目的ホール(1階) ○出席者: 委員13名、行政3名 1. 第5回委員会の議事録確認 2. 委員会提言に関する委員長・副委員長案について